平成２６年（フ）第８８号
名古屋市熱田区切戸町１丁目50番地の１　晴荘102号
債務者　山崎ひろ子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０号
岡山県倉敷市松島1009番地
債務者　三宅巳千子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
高知市城見町９番21号　中山マンション202号
債務者　川村　好恵
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８号
高知市高須新町２丁目７番８号　ルミエールＳａｗａ301号
債務者　公文　美穂
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７号
鹿児島県西之表市西之表9649番地２
債務者　橋本　美貴
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５８号
東京都三鷹市野崎４丁目４番22号グッドライフ三鷹寮
債務者　舩木　和美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６９号
東京都国立市西１丁目16番地の37国立ウエストＢ―101
債務者　宮野　廣昭
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７５号
東京都立川市上砂町１丁目３番地の６バンブーヒレッヂ１Ａ号
債務者　佐藤　玲子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９１号
愛知県豊橋市下地町字天神29番地　１―202、従前の住所東京都葛飾区堀切２丁目27番２号ＭＡＩＳＯＮＦＡＩＲＹ201
債務者　金沢　千鶴（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２２号
愛知県豊橋市下地町字北村83　ユトリロサニー106号室、住民票上の住所愛知県豊橋市牟呂町字中西１番地の２　11―103
債務者　杉本　典道
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２５号
愛知県豊橋市飯村町字茶屋52番地の２
債務者　沖野内装こと　沖野　一彦
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２３１１号
横浜市神奈川区菅田町2874番地５　菅田町テラスハウスＢ１号室
債務者　坂本　定男
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３１２号
横浜市神奈川区菅田町2874番地５　菅田町テラスハウスＢ１号室
債務者　坂本　和江
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４０号
横浜市鶴見区仲通１丁目59番地16　メゾン大島101
債務者　窪田登志夫（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４１号
横浜市鶴見区仲通１丁目59番地16　メゾン大島101
債務者　窪田りか子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部